

研究中止届の作成

研究責任医師（多施設の場合は研究代表医師）は、特定臨床研究を中止したときは、**その中止の日から10日以内**に東京大学臨床研究審査委員会に通知するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならないと定められています。

1. 中止通知書(統一書式11)を作成し、東京大学臨床研究審査委員会に通知するとともに、厚生労働大臣に届け出を行ってください。

詳細については臨床研究施設事務局へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

臨床研究施設事務局

T E L : 03-5800-8743 内線 : 34290

e-mail : CRoSjimu-tokyo@umin.ac.jp